延岡市住宅再生リフォーム商品券事業実施要綱

平成28年４月８日

（趣旨）

第１条　この要綱は、現住居を対象として、適正な補修及びリフォーム等による居住環境の改善、良好な住環境の整備を図ることを以て、空き家化の抑制に寄与すると認められる工事等を促すことを目的とする延岡市住宅再生リフォーム商品券事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　住宅等　居住の用に供する部分を有する建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第１号に規定する建築物をいう。）であって、居住部分の床面積が、当該建築物の延べ面積の２分の１以上であるものをいう。

⑵　所有者等　次号に掲げるリフォーム等をしようとする住宅等の所有者又は次に掲げる者をいう。

ア　所有者の配偶者

イ　所有者の１親等以内の者

ウ　所有者が死亡しているときは、法定相続権を有すると認められる者。ただし、遺産分割協議により、リフォーム等をしようとする住宅等を単独で相続する者があるときは、その者に限る。

⑶　リフォーム等　所有者等が自ら居住する住宅等の修繕、補修、模様替えその他住環境の改善のために行う工事等であって、次に掲げるものをいう。

　　ア　住宅等の増築、改築又は減築

　　イ　屋根の葺き替え又は塗装

　　ウ　外壁の張り変え、塗装又は断熱材の設置

　　エ　屋内の間仕切りの新設又は変更

　　オ　壁紙や床の張り替え又は塗装

　　カ　襖や障子の張り替え又は畳の取り換え（表替えを含む。）

キ　建具類の取り換え又は新設

　　ク　雨樋の修理

　　ケ　窓ガラスの取り換え

コ　しろあり防除

サ　システムキッチンの補修又は取り換え（システムキッチンと一体型の食器洗浄機及びコンロその他一体型機器類の補修又は取り換えを含む。）

シ　風呂、台所又はトイレその他生活に必要とする水回りに関する工事

ス　給湯設備の設置又は取り換え

　　セ　埋込式の照明器具の設置又は取り換え

　　ソ　埋込式のエアコンの設置又は取り換え（製品代金は除く。）

　　タ　太陽光発電システムの設置又は取り換え

　　チ　太陽熱温水器の設置又は取り換え

ツ　家庭用燃料電池の設置又は取り換え

テ　衣類乾燥機の設置又は取り換え（配管設備工事を伴うものに限る。）

　　ト　門扉又は囲障等の補修、築造替え

　　ナ　敷地内における上下水道管、ガス管及び電線（分電盤を含む。）の修理又は取り換え

　　ニ　住宅等が存する敷地内の樹木類の伐木又は伐根

　　ヌ　その他住宅等の修繕、補修、模様替えその他住環境の改善のために行う工事等であると認められるものであって、延岡市長と協議を終えたもの

⑷　取扱店　市内の事業者（支店又は営業所を含む。）で、リフォーム等に関する事業を営んでいる者であって、延岡商工会議所から登録決定を受けた者をいう。なお、事業者には個人事業主を含む。

（商品券を購入することができる者）

第３条　延岡市住宅再生リフォーム商品券（以下「商品券」という。）を購入できる者（以下「購入対象者」という。）は、延岡市内に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている者で、次の各号の全てに該当する者とする。

⑴　当該住宅等に居住している者であること。

⑵　当該住宅等の所有者等であること。

⑶　市税（国民健康保険税を含む。）を滞納していないこと。

⑷　延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第２条第３号に規定する暴力団関係者でないこと。

（商品券の対象となる住宅等）

第４条　商品券の対象となる住宅等（以下「対象住宅等」という。）は、延岡市内に存する住宅等（マンション等の集合住宅にあっては、購入対象者が占有する部分とする。店舗、事務所又は賃貸住宅等との兼用の住宅等にあっては購入対象者が居住する部分に限る。）とする。ただし、当該住宅等について、以前に商品券を用いてリフォーム等を実施した部分は対象から除く。

（商品券の対象となるリフォーム等）

第５条　商品券の対象となるリフォーム等は、次の各号の全てに該当する工事等とする。

　⑴　対象住宅等のリフォーム等に要する経費が10万円以上であること。

⑵　取扱店によるリフォーム等であること。

⑶　リフォーム等が申込みのあった年度の２月末日までに完了すること。

⑷　リフォーム等が市の他の助成を受けていないこと。ただし、延岡市移住・子育て住まい支援金交付事業で助成を受けた住宅等のリフォームは対象とする。

（商品券の購入申込み）

第６条　商品券を購入しようとする者は、工事着工前に、延岡市住宅再生リフォーム商品券購入申込書（様式第１号）に、次の各号に掲げる書類と購入金額を添えて、延岡商工会議所に提出しなければならない。

⑴　世帯全員の住民票

⑵　リフォーム等の見積書

⑶　リフォーム等を施工する前の現場写真

⑷　対象住宅等の所有が確認できる公的なもの

⑸　その他延岡商工会議所が必要と認める書類

（商品券の販売）

第７条　前条に規定する申込みがあったときは、当該書類の内容を審査し、商品券を販売すべきと認めたときは、商品券の額を確定し、速やかに商品券を販売しなければならない。

２　額面５万円の商品券を、４万５千円で１人に対し、申込みのあった年度において１回限り販売するものとし、１回当たりの販売枚数は10枚を限度とする。ただし、住宅等を共同で所有する場合は、代表者に対してのみ販売するものとする。

３　商品券の販売は、予算の範囲内において、申込みのあった年度の１月末日までとする。

（商品券利用期限）

第８条　商品券の利用期限は、原則として、商品券の販売日から６か月以内とし、最終利用期限は当該年度の３月の第１週目の金曜日とする。

（権利譲渡の禁止）

第９条　第６条の規定により商品券の販売を受けた者（以下「利用者」という。）は、商品券を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（工事完了の報告）

第10条　取扱店は対象工事が完了し、代金の支払いを受けた場合、延岡市住宅　　　　　　再生リフォーム商品券工事完了報告書（様式第２号）に、次に掲げる書類を添えて、延岡商工会議所に報告しなければならない。

⑴　施工中及び施工後の現場写真

⑵　換金予定の商品券

（工事完了の認定）

第11条　延岡商工会議所は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかに報告内容を審査し、工事完了の認定をするものとする。

２　延岡商工会議所は、必要と認める場合は、各対象工事の状況について、実地に調査を行うことができる。

（商品券の換金）

第12条　取扱店は利用者から受け取った商品券について、前条の認定を受けた場合、当該年度の３月の第２週目の金曜日（その日が休日に当たるときは、その日以降に到来する休日でない最初の日）までに延岡信用金庫において換金を行うものとする。

（商品券換金の報告）

第13条　延岡信用金庫は、当該年度の３月末日（末日が休日の場合はその日以前の休日でない日）までに延岡商工会議所に換金を行った旨の報告を行うものとする。

（商品券の返還）

第14条　延岡商工会議所は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、延岡市住宅再生リフォーム商品券返還通知書（様式第３号）により、既に販売された商品券を返還させることができる。

⑴　偽りその他不正な手段により販売を受けたとき。

⑵　この要綱に定める条件に適合しないと判明したとき。

２　前項の返還通知書の交付を受けた者は、速やかに商品券を返還しなければならない。

３　原則として、利用者から商品券の返還及び返金の申し出があっても、商品券の返還及び返金は不可とする。ただし、特に必要があると認める時は、この限りではない。

（登録申請）

第15条　本要綱の対象となるリフォーム等を行おうとする事業者は、事前に延岡市住宅再生リフォーム商品券取扱店登録申請書（様式第４号）に次の各号の定めに応じた書類を添えて、延岡商工会議所に申請しなければならない。

⑴　当該事業者が法人の場合　当該法人の所在証明書

⑵　当該事業者が個人の場合　当該個人の住民票

（登録手数料）

第16条　前条の申請に係る登録手数料は、1,000円とする。

（登録決定）

第17条　延岡商工会議所は、第15条の規定による申請を受けたときは、速やかに申請内容を審査し、登録について可否を決定するものとする。

（取扱店の登録の取消し）

第18条　延岡商工会議所は、取扱店が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、取扱店の登録を取り消すことができる。この場合においては、延岡市住宅再生リフォーム商品券取扱店登録取消通知書（様式第５号）により通知するものとする。

⑴　偽りその他不正な手段により登録を行ったとき。

⑵　この要綱に定める条件に適合しないと判明したとき。

⑶　その他、延岡商工会議所が登録店としてふさわしくないと認めたとき。

２　前項の規定により、登録を取り消された取扱店は、登録取消の日が属する年度の末日まで登録することができないものとする。

附　則

この要綱は、平成28年４月８日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年７月１日から施行する。

　　　附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

　（経過措置）

２　この要綱の施行前に取扱店とみなされた取扱店は、なお、第２条第４号に規定する取扱店とみなす。